

建設技能労働者・技術者の確保について考察

主任研究員

西村 義彦

1 はじめに

いま、建設業界は好況である。東日本大震災の復興事業を初めとして、公共工事の増大、国土強靱化、インフラの老朽化対策、東京オリンピック・東京パラリンピック（以下東京オリンピック等という）関連事業やそれらに付随した民間ベースの大型開発工事計画が目白押しである。日本建設業連合会では平成37年度時点で必要な技能労働者数を約328万人～約350万人としている。これは平成27年度時点の市場規模の約1割増に当たり10年間で約35万人増を目標に掲げている。

建設技能労働者・技術者の担い手不足は以前からの潜在的なものであったが、東日本大震災の復興事業以降顕在化した。東京オリンピック等までの間は事業量の増大が予測されることから、政府、自治体、建設業界としても建設技能労働者・技術者の確保が緊急な課題となっている。建設産業の担い手不足には①一時的な需要増にとともなう時限的措置、②構造的な労働者不足による中長期的観点からの施策が考えられる。政府、自治体や建設業界ではその対策として、新たな施策・制定や改善への取り組みをそれぞれの立場で行動を起こしている。

本考察では、その施策や進捗状況及び建設業界の現況について、建設技能労働者・技術者の確保に焦点を当て考えてみたい。

2 建設業界の現況

(1) 建設業界全般

昨年あたりから急激な仕事量の増加にともなう建設資材や労務賃金の高騰、建設技能労働者・技術者の不足により「仕事はあっても入札に参加できない企業が増える」珍現象が起きている。建設業界の好況の影響か、建設業者が採算性の低い工事やリスクの高い工事の受注を敬遠し、建設工事の見積価格が発注者側の予定価格と乖離した場合入札を降りるなど、売り手市場に一変した傾向が見られる。その結果、政府、自治体では工事を公告しても入札参加希望企業が集まらず不落札や、入札不調が多く見られるようになった。

防衛施設建設工事の入札においても、1件工事当たりの参加企業の数的大幅に減少している。従前だと1件工事当たり平均10者、人気の工事には30者以上の参加企業が見られたが現在は3～5者と減少している。なかには参加企業0者の工事も見られる。建設業界の好況にともない不採算工事や、事務処理の煩雑な工事（米軍工事の入門手続き）を嫌い企業が工事や発注者を選択している状況も見ら

れる。不調や不成立の割合も増大しており、平成 25 年度の不調・不成立の発生率は全工事に対し 23%に上る。建設コンサルタント業務でも 6%に達している。この傾向は防衛施設建設工事のみならず公共工事全体に及んでいる。

(2) 就業状況

建設産業への就業希望者は多くない。多くないが職のない者にとっては手っ取り早い職である。今でも早朝のハローワーク前では日雇い労働者の呼び込み、売込みが見られると聞く。失礼な言い方かもしれないが技能が無くても誰でもできる仕事が工事現場と昔から相場は決まっていた。

建設技能労働者の需給は建設投資額の増減と密接な関係にある。建設投資額が増加すれば技能労働者の不足率は高くなる。技能労働者の逼迫は短期的には最近の建設投資の増加に伴うものであるが、長期的には長年の建設投資の減少による。国勢調査によれば建設業就業者数はこの 20 年間で 220 万人減少し、技能労働者数はこの 20 年間で 130 万人減少している。

また、厚労省の「職業安定業務統計」の有効求人倍率によれば平成 25 年の全職業で 1 倍弱であるのに対し、建設・土木職業で 3 倍、型枠工・鉄筋工の建設躯体工事の職業では 7 倍、建築・土木の技術者では 4 倍に達している。我が国は今後、長期間にわたり人口が減少し少子高齢化の進展により、生産年齢人口が大幅に減少することが確実視されており、就業率向上に今一層の対応が必要である。

建設産業は昔から徒弟 ⇒ お礼奉公 ⇒ 手間請負 ⇒ 1 人親方 ⇒ 親方と言う悪いイメージがあり地位の向上や悪いイメージの払拭を図る必要がある。建設業の就業者の地位は、他の職種に比べ「個人事業主」「役員」が多い。また、統計上は正規職員・従業員が多くなっているが、その多くが**日給月給制**^{*1}と言われている。政府や建設業界の人材確保や人材育成への取組みは後段で述べるが、まずイメージアップから始めるべきである。

平成 28 年春に卒業する学生の採用に向けた企業の会社説明会が 3 月 1 日に解禁され、建設業界でも若手技術者の獲得が始まる。建設業界の需要増もあり建設会社の採用意欲は高いが、土木、建築系の学生は年々減少傾向にあり、学生の売り手市場になっている。

一方、国交省が平成 27 年 2 月 25 日発表した 1 月の「建設労働需給調査」結果によれば、技能労働者の不足率は 1.1%と前年同月 2.1%に比べ 1.0%の低下した、不足率が前年同月を下回るのは 6 ヶ月連続であり、職人不足の改善傾向が見られ先行きに明るい兆しも見え始めている。

(3) 人材不足

建設工事現場は 3 K（きつい、汚い、危険）の代名詞に称されるように、若者から敬遠される職業の筆頭であり、技能労働者の不足は通年化している現状であ

る。建設工事を取り巻く不評は炎天下や極寒での屋外作業、昼夜無き長時間労働、給与の中間搾取、元請けによる下請け虐め、工事による重大事故等数えたらきりがない。

建設産業の人手不足について国交省は ① 近年の建設工事減少による、技能労働者の離職、② 技能労働者の高齢化による引退後の若年労働者の建設工事への就労減、③ 建設産業の処遇改善の遅延等の 3 要因を挙げている。特に平成 17 年の小泉内閣は財政健全化を目的として、社会保障関係費及び公共事業関係費の大幅な削減を行った。また、平成 21 年に誕生した民主党政権では「コンクリートから人へ」、つまり「公共工事から福祉へ」のスローガンのもと建設業界には厳しい政策転換がなされた。中小建設業者の中には建設業から他職種へ転換を余儀なくされたものもあった。同時に多くの建設技能労働者も職を失った。

近年建設業界は活況を呈してきたが、東日本大震災復興工事、東京オリンピック等関連事業終了後の建設工事の事業量縮小を早くも心配している。一時的な活況のために設備投資や技能労働者の採用には難色を示す企業もあると聞く。企業や労働者の立場から言えば急激な仕事増より、毎年安定的な仕事量が確保され、正社員としての雇用関係が継続されることの担保を望んでいる。これらの担保が保証されれば、担い手が増え人材不足の解消の一助になり得ると考えられる。

3 人材確保・育成

復興事業の一層の加速化、東京オリンピック等関連事業の建設需要にともなう、建設工事の円滑な進行を遵守するには、安定的に人材を供給する必要がある、建設技能労働者の確保は最優先の課題である。

全国建設業協会（以下全建という）は平成 27 年 2 月に担い手の確保・育成に向け「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」を決定した。指針では① 処遇改善、② 将来の担い手づくり、③ 多様な人材の活用、④ 戦略的広報の 4 点を柱とし、下請けの社会保険加入の確認・指導の徹底、就業環境の整備として週休 2 日の実現を目指す規定、公共工事だけでなく民間工事でも法定福利費が確実に確認されるよう盛り込んでいる。こうした、全建が民間工事にまで踏み込んだ指針を策定したのは初めてとのことである。それだけ危機感を持って取組んでいると言える。

建設業界では仕事はあっても人がいない状況が続いている。いかにして建設就業労働者を確保するか、それが建設業者としては死活の問題である。建設技能労働者の確保には（1）就労環境の改善、（2）現場環境の改善、（3）給与等の待遇改善、（4）若年労働者の育成、（5）女性技術者の活用、（6）外国人労働者の活用等が考えられる。これら課題に対する政府、建設業界の取組みを考えてみる。

（1）就労環境の改善

建設業者の雇用保険、健康保険、厚生年金保険（以下社会保険という）の加入率が低いと言われている。特に一次下請け、二次下請けとなるに従いその傾向は

顕著である。厚労省、国交省では加入率の増加のため様々な政策を打ち出している。建設業界においても適正な受注活動により技能労働者の社会保険加入に必要な法定福利費を確保するよう指導している。

国交省は平成27年3月16日社会保険の加入状況について調査結果を発表した。3保険全部に加入していた企業の割合は92.8%と前年度調査より2.8ポイント上昇、技能労働者の加入率は5.6ポイント高い67.3%であった。特に2次、3次下請け以下の上昇率が高い。これは公共工事では社会保険未加入元請け業者は入札の参加を認めない、設計労務単価に社会保険の加入費用となる法定福利費も反映させ引上げる等の政策を行った好結果と見ている。

(2) 現場環境の改善

建設業は一般的に危険と言われるが労働災害は一般産業に比べると発生率は少ないとのことである。しかし死傷者数でみると建設業の比率が高くなる。これは大事故の起こる率が高いことを示しており、工事現場で良く見る「安全第一」の標語の重みが伝わってくる。3Kと嫌われる建設現場においても、ようやく意識改革の傾向が見られ、急速施工やプレキャスト化、無人化、情報化施工、ロボットなどの技術開発やBIM^{**2}やCIM^{**3}といった先端技術を活用した新たな生産システムの導入が活発化している。

国土交通省では情報化施工の普及に向け、平成27年から5カ年計画で「ロボット新戦略」をたて、生産性向上や省力化に役立つ情報化施工技術の普及を図る環境を整えるとした。ロボット新戦略では情報化施工の普及により、危険な作業や重労働の軽減、女性や高齢者、若年層が従事しやすい魅力ある建設産業を創成するとしている。その中でこれからはITやGPSの活用・開発により安全で快適な魅力ある建設業への変貌が期待される。特にインフラの分野では異業種を含め開発が活発である。例えば、・無人ヘリを使った点検ロボ　・GPSを搭載した重機による無人掘削工事　・下水道点検ロボ　・ウェアラブル端末メガネ使用による遠隔地からの作業指示　・レーザー光線を利用した非破壊検査　・ロボットスーツ（装着型ロボット）等現在開発中や実証実験中のものまで多岐、多種にわたっている。

(3) 給与等の待遇改善

建設業の月額給与は平成24年以降2年連続して上昇を続けている。厚労省が平成27年2月4日発表した「毎月勤労統計調査」によると平成26年に建設業就労者に支払われた月額平均給与額は1.4%増の37万6,273円であった。これは全産業の月額平均給与額0.8%増の31万6,694円より金額、上昇率とも上回っている。総務省の調査では技能労働者も増え、賃金上昇と雇用拡大、離職率低下の三つが同時に進む好循環が形成されつつあると見ている。

国交省は平成27年1月23日「27年度設計業務委託等技術者単価」を決定し、昨年に引き続き2ヶ月前倒し2月1日から施行することとした。対象20業種の平均単価は前年度単価に比べ4.7%高い3万4,175円となっている。昨年も4.74%と2年連続の高い上昇を示した。また、平成27年1月30日「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」を決定し、平成27年2月1日から施行することとした。「公共工事設計労務単価」は公共工事の工事費の積算に使用するものであり、建設労働者51職種毎の日額労務費であり、下請け契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないが、この上昇により労働者に対する実質賃金の改善がなされ人材確保につながるものと期待される。

東日本震災の復興事業以降の建設工事需要増や政府の積極的な対策もあり、建設業界は給与等の上昇も進み、雇用の拡大に好影響を与えている状況にあるが、この状況がいつまで続くかが問題である。今までの労働者の賃金は需要のあるときは良いが、需要が無くなれば大幅に下落してきた。前回の東京オリンピック関連工事の完了後やバブル崩壊後の建設業界が如実に物語っている。建設技能労働者は3Kと言われる割には他業種の労働賃金に対し低いと言われてきた。技能労働者の給与は大半が日給月給制が多く、事業変動や天候リスクに収入が左右される不安定な賃金態勢を形成している。建設技能労働者の安定的な供給、雇用確保のためには、事業量や天候及び景気に左右されない適正な賃金水準や直接常時雇用の拡大が必要であると考えられる。

(4) 若年労働者の育成

建設業就業労働者の年齢構成別割合を見ると高齢化が進んでいる。総務省の「労働力調査」によれば平成13年度のデータでは55歳以上34.3%に対し29歳以下10.2%である。全産業の55歳以上28.6%に対し29歳以下16.6%と比べても若年者の建設業離れと高齢化の進行が著しいことがわかる。

厚労省は平成27年度予算案で建設業の担い手育成・確保に特化した予算として約70億円を確保したとしている。「建設労働者確保育成助成金」を平成25年度より9億円増やし、平成27年度から5年間で1.8万人の建設労働者を養成する緊急の人材育成支援対策を行うとしている。この対策では、建設労働者の雇用の改善や職業訓練等を実施する中小建設事業主や団体に対し、経費や賃金の一部を補助する制度で、各訓練・実施コース等への助成金を増額している。

国交省では「技術者育成型」と呼ぶ総合評価方式の入札を取り入れ、平成26年度は関東地方整備局で試行し、施工技術に関する社内研修や講習会などに参加した実績を持つ配置予定管理技術者を起用する企業に加点を行い、月に1回以上現場代理人や主任管理技術者、担当技術者の実務指導に当たる熟練技術者を現場に派遣する企業にも評価点を与えるとしている。

これらの施策が近年巷間で言われる「引きこもり」、「ニート」、「オタク」と呼ばれる若者のやる気を起こさせ、労働への意欲・興味を示してくれて、若者の自立支援、社会復帰への一助となれば喜ばしいことである。

若年労働者の育成・就業率向上は長期にわたる安定的な建設技能労働者の確保との観点から見た場合、若年就業労働者の就業拡大は最優先な課題であり、対応が必要である。待遇・給与、就業環境、不安定な身分等の改善を図り、若者が魅力ある職業の一つに挙げるよう、官民挙げての更なる態勢作りが必要である。

(5) 女性技術者の活用

昭和40年代工事現場には多くの女性が軽作業員として働いていた。筆者の出身地では農閑期ともなると、もんぺ姿に地下足袋履いて姉さん被りの上からヘルメット、寒さよけには雨合羽。現場内の清掃作業にネコ車での資材運搬、型枠ケレンやコンクリート打設の手伝いと貴重な労働力の一員として担っていたのを思い出す。今の時代工事現場内で働こうという女性はいない。男性でも3Kとして嫌がる職業であるのだから無理もない。

平成24年の総務省統計局の調査によれば、現在、建設業における女性の就業者数は全体の15%程度とされています。同じ2次産業である製造業が31%であるのに比べても低い数字である。女性技術者・技能者数に限って言えば約10万人（技術者約1万人・技能者約9万人）とされている。

女性が嫌う現場環境として①専用の女子用トイレ、更衣室がない、②仕事が重労働である、③長時間労働が多い、④将来の生活設計が立てにくい（結婚・出産・育児）、⑤男社会の粗暴なイメージが挙げられている。

平成26年8月政府は建設業界と協力し「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、具体的取り組みとして①建設業に入職する女性を増やす、②働き続けられる職場環境をつくる、③女性が更に活躍しスキルアップできる環境を整える、④建設業での女性の活躍の姿を広く社会に発信するとしている。建設業界を挙げて女性の更なる活躍を歓迎し、女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指している。

国交省では女性技術者の登用を促すモデル工事をすでに11件公告済みである。モデル工事では成績評定等で女性を登用した効果を把握し、女性が働きやすい現場環境を整備するためにかかった費用を実費精算しようとするものである。また、日本建設業連合会が進めている女性が働きやすい環境整備の一環では「なでしこ工事チーム」の登録も23件に達し多くの女性技術者・技能者が活躍している。官民挙げての活動の影響か土木や建築の施工管理技術検定の資格受験者が平成26年度は前年度より1割以上増えている。現場環境、労働環境の改善を含め女性の活躍を広く発信することにより、建設業全体が一層魅力ある産業への転換が期待される。

さて、「ドボジョ」という言葉をご存じでしょうか。建設業界や教育等に携わっている土木系女子のことである。これからの工事現場は「ドボジョ」効果により若者の就業が増加し、十数年後には建設業界の労働力不足は解消されているかもしれない。

(6) 外国人労働者の活用

政府は平成26年4月4日「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において、復興事業の一層の加速化、東京オリンピック等関連の建設需要による増大が予想されることから、建設需要の高まりによる建設技能労働者については、就労環境の改善、教育訓練の充実強化により、国内での確保に最大限努めることが重要としている。

国交省は緊急かつ時限的措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う「外国人建設就労者受入れ事業」について、その適切かつ円滑な実施を図ることを目的として、平成26年8月13日「外国人建設就労者受け入れ事業に関する告示」、平成26年11月11日「同ガイドライン」を制定した。

「外国人建設就労者受入れ事業」は日本で3年間の技能実習を終えた外国人を対象に2～3年の在留資格を与え建設現場で働いてもらおうとするもので平成27年4月から運用される。ガイドラインでは①特定管理団体の認定要件、②適正監理計画の認定要件③建設特定活動の実施（定期的な就労状況の確認）、④相談体制の構築（外国人建設就労者の転職に係る相談への対応）を定め、建設分野の技能実習終了者について、技能実習に引き続き国内に残留し、技能実習を終了し帰国した後に再入国した者も、受け入れ企業との雇用関係の下で建設業務に従事できることとした。併せて賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、受け入れ監理団体は優良な監理団体に限定するとしている。建設業界では大手ゼネコン、建設業保証会社等が中心となって「国際建設技能振興機構」を共同で設立し、事業が適切に推進されるよう企業への指導・助言を行うこととしている。

これらの政策は復興事業、東京オリンピック等に対する、当面の一時的な建設需要の増大に対する緊急かつ時限的処置（2020年に終了）としての人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、東京オリンピック等を成功に導くとされている。これからの少子高齢化時代の到来を考えると、外国人技能労働者に対する長期的就労が可能な施策が求められる。

4 おわりに

建設技能労働者・技術者の担い手不足確保に対し筆者から提案があります。建設関連企業の社長さん、経営者、建設系公務員の皆さん、あなたの息子・娘さんに大工や鉄筋工、土工等技能労働者や建設系技術者への就学、就業を薦めたら如何でしょうか。

国交省が調査した「建設業許可業者数」では平成26年3月末現在で建設業許可業者数は約47万業者で最も多かった平成12年3月末の約60万業者に比較し、約13万業者(21.7%)減少している。この中には1人親方と言われる個人企業も含まれているが、建設関連企業に籍を置く社長さんが約47万人おられるということ。自分の息子や娘に自信を持って勧められる魅力ある産業にするには社長さん、経営者の双肩にかかっているとんでも過言ではないでしょう。特に技能労働者への勧誘・後押しがあれば、建設技能労働者・技術者の担い手不足は解消されると考えるが如何でしょうか。そのためには官民挙げての取り組みが必要である。3Kの解消、給与、雇用制度の改善、教育を含めた育成の場提供、女性が働きやすい環境の整備等取り組む課題は多い。

また、建設産業には建設工事の他に地震・津波・台風・豪雨・豪雪等の自然災害による緊急支援や復旧支援にみられる多面的役割がある。各自治体では近隣の建設業協会等民間事業者と協定を締結し緊急時の出動に備えている。ところが近年建設業者や技能労働者の減少により災害支援に支障が生じている。特に過疎地では、災害支援を行う建設業者がいない、ブルドーザやダンプカー等の重機は保有しているが運転手やオペレーターがいないため出動ができない現象も起きているという。地方における建設業者の役割は地域活性や社会貢献という多面性があることを考えると、それを担う技能労働者の確保が必要であり、公共工事の充実により安定的事業が確保できれば、新たな建設業者の創出や技能労働者の雇用が増え、若者の回帰に繋がるかもしれない。

震災復興事案の早期完結、東京オリンピック等の政策・対応により一時的には建設技能労働者・技術者は増加すると考えられるが、その後の建設業界が心配である。建設・技能労働者・技術者が路頭に迷わないよう、国・自治体の公共工事の計画的な供給や日本経済の持続的活況による民間工事に期待するところである。

以上

※1 日給月給制

固定給与の月給制に対し、日給月給制は日給制度をもとにしているため、給与計算は1日ごとに行うが支払いは1ヶ月単位で行う制度。遅刻・早退・欠勤の時間分は控除するため、労働日数の少ない月は賃金が減少する。

※2 BIM

コンピュータの中にバーチャルな建物を構築し、その情報を設計、施工、監理等の全プロセスで活用する考え。構造や意匠、仕上げ、設備図、施工図、価格等建築物に関連する様々な情報を3次元の建物に落とし込んだ「3次元の建築情報データベース」

※3 CIM

生産現場の情報を収集し、ネットワークとデータベースを構築することで、営業、設計、製造、物流等生産全般の活動の合理化を図る「コンピュータ支援設計システム」工事現場で発生する情報や技術に関する管理情報をコンピュータシステムで統括し生産の効率化を推進する。

参考にした資料等

- 1) 日刊建設工業新聞記事
- 2) 日経コンストラクション記事
- 3) 政府関係機関のウェブサイト